

埼玉県サステナブル企業認証制度運用業務委託仕様書



1. 目的

埼玉県では、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会である「日本一暮らしやすい埼玉」を実現するために、企業や団体、金融機関など様々なステークホルダーが一体となってSDGsの達成に向けて取り組む「埼玉版SDGs」を推進している。特に、県内企業等に向けた取組として、SDGsに自ら取り組むとともに、その実施内容を公表する県内企業等を県が登録する「埼玉県SDGsパートナー登録制度」を令和2年に創設し、具体的な取組を促している。

現在、世界では、ESG投資に対する投資家等からの企業情報の更なる開示への要望からサステナビリティ情報開示の枠組みが設けられている。国内においても、プライム上場企業を対象とするサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という。）が令和7年3月に公表され、令和9年から順次対応が義務化される。これに伴いSSBJ基準の対象となるプライム上場企業と取引関係にある中小企業にも、取引上の要請からサステナブル経営が求められる場面が増えると予想されるが、県内中小企業はそれに対応し、取引等で優位性を保てる環境の整備が必要となる。

そこで、中小企業がサステナブル経営に取り組むための具体的な項目を分かりやすく整理し、取り組んでいる企業を認証することを通じて、県内中小企業全体にサステナブル経営を普及させ、高い競争力を維持し、本県の持続的な成長を図ることを目的として、埼玉県サステナブル企業認証制度（以下「認証制度」という。）を創設することとした。

本委託業務は、認証制度について、制度の広報、企業からの問合せ及び申請受付対応、認証審査、認証企業審査委員会運営に関する事務を行うものである。

2. 業務内容（詳細については提案内容に基づくものとする）

（1）認証制度の広報

ア 時期

県の記者発表日（10月下旬）以降随時

イ 内容

- ・ 認証制度を県内外へ周知するための広報計画を県と協議の上、広報開始までに策定すること。
- ・ 広報計画に基づき、チラシ及びポスターに関するイラストデータ作成、各種媒体を用いた広報を実施すること。

（2）企業からの問合せ対応

ア 時期

県の記者発表日～12月下旬（申込受付締め切りまで）

イ 内容

- ・ 認証制度に関して企業からの問合せに対応すること。原則として2営業日以内に回答する体制を整えること。
- ・ 電話及びメールによる対応とすること。電話対応時間は9:00～17:00とすること。
- ・ 問合せ対応にあたって必要となる審査実施要領、認証制度及び審査項目に関するQ&Aは県が提供する。
- ・ 回答が困難な問合せは県に共有し、両者協議の上受託業者から回答すること。なお、一般的な質問内容や数量、傾向についても県との随時の打合せの際に情報を共有すること。

ウ 想定される問合せ内容

- ・ 申請手続に関すること。
- ・ 審査項目及び必要書類に関すること。



- ・ その他認証制度全般に関すること。

(3) 企業からの申請受付及び書類の形式審査

ア 時期

令和7年10月下旬～11月中旬

イ 申請企業資格要件

- ・ 県内に本社、事業所又は営業所その他事業を行うための拠点を置く中小企業であること。
- ・ 県が別途定める「埼玉県サステナブル企業認証制度実施要綱」の申請要件をすべて満たすこと。

ウ 内容

- ・ 申請書、添付書類、審査項目の企業による自己採点結果、回答の根拠資料(以下「エビデンス」という。)及びエビデンス一覧表を收受し、形式審査を実施すること。申請書等の到達に関して、申請者にメール送信後の電話連絡を求めるなど、申請企業とのトラブルが生じないよう確実な体制を整えること。電子メールによる受付を原則とするが、確実に必要書類を徴取できる他に適切な手段があれば提案可能とする。
- ・ 回答に対するエビデンスの有無を確認する形式審査を実施し、自己採点結果が60%を超えるもの(200点満点中120点)について、申請を受理したうえで企業に通知すること。通知様式は県が提供する。
- ・ 形式審査の結果、根拠資料を含めて書類に不備があるものまたは自己採点結果が60%に満たないものについては受託業者から連絡し、申請書類の返却または補正したうえで再提出を促すこと。なお、再提出の場合も含めて自己採点結果が60%に達していない、不備が多く審査に堪えない申請等明らかに形式上不備があるものは申請を受理しない。
- ・ 申請を受理した企業が30者に達した時点で申込受付を終了とする。
- ・ 県が提供する審査実施要領、認証制度及び審査項目に関するQ&A以外の調査様式等は受託業者が作成すること。

(4) 調査員による調査

ア 時期

令和7年10月下旬～令和8年3月上旬

イ 調査企業上限

30者

エ 内容

- ・ 審査項目に関する採点表を委託者と協議の上、作成すること。
- ・ 調査員が、エビデンスをもとに回答結果が正確であるか書面により調査すること。エビデンスが回答を証するに足りない場合には申請企業から追加のエビデンスを徴取すること。
- ・ 企業と日程調整を実施したうえで調査員によるヒアリング調査を実施すること。1者あたり2～3時間を想定。原則として現地を訪問したうえでヒアリング調査を実施するが、訪問先が関東圏以外の遠方であり、訪問が困難な場合にはオンラインで実施しても差し支えない。追加資料の提供依頼、申請者への質問等はメールや電話により実施し、再度のヒアリング調査は原則として実施しない。
- ・ ヒアリング調査の実施は2名以上で行うこととし、少なくとも1名は中小企業診断士またはそれと同程度の資格・



能力を有する者とする。調査員によって判断に差異が生じないように判断基準の統一を図ること。

- ・ 書面による調査及びヒアリング調査結果をまとめたうえで、申請企業が認証相当であるか調査員によるコメントを付して県に報告すること。あわせて、企業から聞き取った認証制度に関する意見等を県に報告すること。
- ・ ヒアリングの結果は委託者と協議の上、作成する評価シートに必要事項を記載すること。評価シートは委託者及び(5)の審査委員会にも提出し、認証可否を決定する根拠資料として扱うこと。

オ 認証水準(200点満点)

- ・ ゴールド認証 120点
- ・ プラチナ認証 160点

(5) 審査委員会の実施

ア 時期

令和8年3月上旬

イ 内容

- ・ 審査委員を県に提案し、県と協議の上、選定すること。
- ・ 審査委員に対して審査委員会の趣旨に関する事前説明を実施すること。なお、審査委員会は原則として書面により開催すること。
- ・ 申請企業の調査結果を審査委員会開催前に書面としてまとめて審査員に事前送付すること。あわせて、調査結果を審査委員に個別説明すること。
- ・ 審査委員会の運営(資料作成含む)、委員からの意見等をまとめ、報告書を作成すること。

ウ 審査委員

- ・ 審査委員を県と協議の上、選定すること。
- ・ 審査委員を4名選定すること。また、審査委員の女性比率は50%以上とすること。
- ・ 審査委員は、学識経験者、SDGs・企業のESGに優れた知見を有する者、ESG投資・金融に優れた知見を有する者、公認会計士等、サステナブル経営に関する専門的知見を有する者を提案すること。

(6) 取組状況確認ツールの改修

ア 時期

随時

イ 内容

- ・ 県が提供する取組状況確認ツールを県と協議の上、改修すること。マクロは使用せず、関数のみとすること。

3. 業務実施上の条件

(1) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(2) 履行場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県企画財政部計画調整課

その他県が指定する場所



(3) 打ち合わせ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に遂行することを目的として、受託者は業務進捗状況の報告や業務方針の確認等を行うための打ち合わせを県と行うものとする。

打ち合わせの方法については対面又はWEBで行うものとし、県及び受託者の求めに応じて適宜開催するものとする。また、その内容について受託者はその都度議事録を作成して県に提出することとする。

なお、打ち合わせの開催及び議事録作成に係る諸費用について受託者の費用負担が生じた場合は、本業務の委託料に含めるものとする。

4. 成果物

成果物として、本業務の内容をまとめた報告書を作成し提出すること。成果物はPDF形式の電磁記録で電子メールもしくは記録した媒体により提出すること。なお、報告書等の様式は問わないがPDFファイルについては高圧縮及び低圧縮の両方の形式で提出すること。

5. 留意事項

- (1) 受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に埼玉県に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を書面により報告し、埼玉県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は、業務を第三者に再委託した場合、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、埼玉県に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。
- (3) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に委託者と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (8) 本委託業務の実施における受託者の危機管理体制（緊急連絡網等）については、本委託業務開始時に埼玉県に報告する。
- (9) 本事業遂行に当たって得られた情報は、書類、電磁記録とも委託者に提出するものとする。
- (10) この契約により作成される成果物及びその他の著作権等の取扱いについては、埼玉県に無償で譲渡するものとする。ただし、写真の著作権等、個別に協議した場合にはこの限りではない。なお、作成した成果物の二次利用に当たって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うこととする。



- (11) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。